

第 2 回仙北北部四か町村合併協議会

平成 15 年 1 月 17 日 午後 1 時 30 分
中仙町環境改善センター

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1)協議案第 7 号 仙北北部四か町村法定合併協議会規約について

(2)協議案第 8 号 平成 15 年度予算(案)

(3)協議案第 9 号 合併基本項目について

4 その他

5 閉会

協議案第 7 号

仙北北部四か町村法定合併協議会規約について

仙北北部四か町村合併協議会規約（素案）

（協議会の設置）

第1条 角館町、中仙町、田沢湖町、西木村（以下「四か町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、仙北北部四か町村合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 四か町村の合併に関する協議
- 二 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- 三 前2号に掲げるもののほか、四か町村の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、西木村上荒井字古堀田47番地 西木村役場内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、四か町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべきものの中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- 一 四か町村の長及び助役
- 二 四か町村の議会の議長及び当該議会議員2名
- 三 四か町村の長が定めた学識経験を有する者各3名

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第 10 条 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第 12 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 前項に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、四か町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第 14 条 協議会の運営に必要な経費は、四か町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 四か町村の負担金の額は、四か町村が協議して定める。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、四か町村の代表監査委員のうちから四か町村の長が協議して定めた者2名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 第7条第1項第2号及び第3号の規定による委員並びに監査委員は、報酬を受けることができる。

2 協議会の会長、副会長、委員、監査委員等は、その職務等を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前各項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

協議案第 8 号

平成 15 年度予算(案)について

平成 15 年度予算(素案)

歳入

(単位：千円)

款	項	予算覚	説	明
1 負担金		27,000		
	1 負担金	27,000	角館町	7,735
			中仙町	6,902
			田沢湖町	7,208
			西木村	5,155
2 県負担金		5,000		
	1 県支出金	5,000	法定合併協議会支援事業費補助金	5,000
		1		
	1 諸収入	1	預金利子	
歳入合計		32,001		

歳出

(単位：千円)

款	項	予算覚	説 明
1 総務費		8,659	
	1 会議費	2,151	協議会 2,139 幹事会 0 専門部会 0 監査 12
	2 事務費	6,508	事務所維持費 3,637 事務所物品等賃借料 2,671 事務連絡旅費等 200
2 事業費		22,647	
	1 事業推進費	22,647	先進地視察 6,055 事務事業一元化 800 新市将来構想策定 1,834 新市建設計画策定 3,842 新市例規立案策定 7,945 P R 誌発行 851 ホームページ開設 1,040 住民説明会 0 町村職員研修 280
3 予備費		696	
	1 予備費	696	
歳出合計		32,001	

協議案第 9 号

合併基本項目について

合併基本協定項目(素案)

項 目	調 整 案
1. 合併の方式	関係自治体を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2. 合併の期日	平成 17 年 3 月末日以前とする。
3. 新市の名称	新市の地理的位置と地域的特性等を全国的にイメージできる名称とする。任意協議会で決定方法を協議し、法定協議会で決定する
4. 新事務所の位置	基本的には、新たな庁舎建設を考えず、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。 本庁舎の位置、分科会の役割等については、決定方法を任意協議会で協議し、法定協議会で決定する。
5. まちづくりのテーマ	秋田県の表玄関を目指したターミナルシティ ・観光、産業、医療、福祉、教育、情報等の先導的ネットワーク構築 ・自然と分化が調和した美しい地域空間の形成 ・豊かな自然環境を生かした農林業の振興 ・地球に優しい生活環境の整備 計画の愛称を四葉のクローバーにちなんで「クローバープラン」とする。
6. 重点事業	任意協議会では、新市区域内の重点施策について共通認識をもち、その上で、法定協議会において調整し、決定する。

